

2010年12月30日 全6頁

# 2011年度税制改正大綱（相続・贈与税）

資本市場調査部 制度調査課  
吉井 一洋

## 相続税強化、子・孫への生前贈与軽減

### [要約]

- 政府税調は、2010年12月16日、平成23(2011)年度税制改正大綱を公表した(同日閣議決定)。
- 大綱では、相続税に関しては、課税最低限の引下げ、税率構造の見直し(最高税率を55%に引き上げる、ブラケットを見直す等による課税強化)、死亡保険金等の非課税措置の対象縮減等の課税強化を行う一方で、未成年者控除や障害者控除は拡充することとしている。
- 贈与税に関しては、最高税率を55%に引き上げる一方で、高齢者から若年層への早期の生前贈与を促すため、20歳以上の子・孫等への贈与の際の税率構造見直し(課税軽減)、相続時精算課税の拡充-対象となる受贈者に孫を含める、贈与者の年齢要件を60歳以上(現行65歳以上)に緩和する-を行うこととしている。
- 税制改正の法案は2011年の通常国会に提出される。順調に行けば、2011年3月末までに改正法が成立するが、参議院で与党と野党が逆転している現状を考えれば、予断を許さない状況である。

## 1. 相続税に関する改正案

◎平成23(2011)年度税制改正大綱では、死亡者数に対する課税件数の割合が4%程度に低下している現状を踏まえ、相続税の再分配機能を強化し格差の固定化を防止するため、相続税の課税を強化することとしている。

### (1) 基礎控除

◎基礎控除額については、下記のとおり引き下げることとしている。2011年4月1日以後の相続・遺贈から適用される。

3,000万円+600万円×法定相続人数 ⇔ 現行制度：5,000万円+1,000万円×法定相続人数

### (2) 税率構造

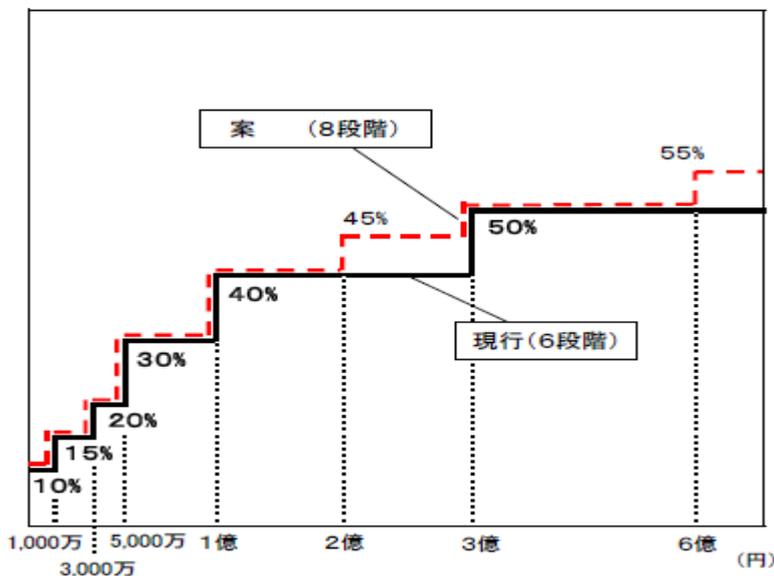
◎税率構造については、最高税率を55%に引き上げ、さらにブラケットについても、下記のとおり見直すこととしている。最高税率の引上げ及び高課税価格帯のブラケット幅の縮小により、高い遺産額の場合を中心に資産再分配機能の回復を図ることを目的としている。2011年4月1日以後の相続・遺贈から適用される。

図表 1 相続税率 新旧比較

改正案			現行		
各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額	各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%		1,000万円以下	10%	
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	1億円超 3億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円			
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円	3億円超	50%	4,700万円
6億円超	55%	7,200万円			

(出所) 大和総研制度調査課作成

算定式：各法定相続人の法定相続分相当額 × 税率 - 速算控除額



各法定相続人の法定相続分相当額

(出所) 政府税制調査会資料に基づき、大和総研制度調査課作成

○以下では、(1)、(2)の改正による影響を試算した。法定相続人を配偶者と子2人とし、法定相続分通り(配偶者が1/2、2人の子が1/4ずつ)に相続した場合の、相続人合計について納付すべき税額を求めた。相続財産の課税価格は、1億円、3億円、5億円、10億円、20億円の5通りを想定した。

図表 2 改正案が実施された場合の相続税額の試算 (単位: 万円)

課税価格	現行	改正案	増加額
1億円	100	315	215
3億円	2,300	2,860	560
5億円	5,850	6,555	705
10億円	16,650	17,810	1,160
20億円	40,950	43,440	2,490

(出所) 大和総研制度調査課作成

### (3) 死亡保険金に係る非課税限度額

- ◎現行制度では、500 万円に法定相続人の人数をかけた金額を非課税限度額としているが、大綱では、相続人の生活安定という趣旨や他の金融商品との課税の中立性確保の要請等を踏まえ、適用対象となる法定相続人の範囲を制限することとしている。
- ◎具体的には、500 万円に、未成年者、障害者、又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者のいずれかである法定相続人の数を乗じた金額を非課税限度額とする。
- ◎2011 年 4 月 1 日以後の相続・遺贈から適用される。

### (4) 未成年者控除・障害者控除

- ◎現行相続税法では、相続人が 20 歳未満の場合は、相続税額から、20 歳に達するまでの年数×6 万円の税額控除を認めている。
- ◎相続人が障害者の場合には、相続税額から 85 歳に達するまでの年数×6 万円（特別障害者は 12 万円）の税額控除を認めている。
- ◎政府税調の 12 月 3 日の資料によれば、現在の 6 万円の控除額は昭和 63（1988）年の物価等の動向を踏まえたものであることから、大綱では、物価の動向（昭和 63（1988）年を 100 とすると平成 22（2010）年は 112.3）や今般の相続税の基礎控除額の見直しの内容を踏まえ、税額控除額を下記のとおり引き上げることとしている。
  - 相続人が 20 歳未満の場合は、20 歳に達するまでの年数×10 万円
  - 相続人が障害者の場合には、85 歳に達するまでの年数×10 万円（特別障害者は 20 万円）
- ◎2011 年 4 月 1 日以後の相続・遺贈から適用される。

### (5) 連帯納付義務の見直し

- ◎相続税については、同一事案の相続人同士で連帯して納付する義務（連帯納付義務）がある。国税当局は、本来の納税義務者の資力が低下したときは、連帯納付義務者に対して督促を行うが、連帯納付義務者が、そのときまで全く事情を知らない場合や、相当額の延滞税までもが加わっている場合などがあり、実務家の間では問題視されている。
- ◎そこで、大綱では、相続税の連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に負担する延滞税（最初 2 ヶ月は 4.3%<sup>注1</sup>、その後は 14.6%）については、一定の要件の下（政府税調の議事録では、同人の責めに帰すべき事由がある場合を除いて）、利子税（最高 4.3%<sup>注1</sup>）に代える措置を講じる。この改正は、2011 年 4 月 1 日以後の期間に対応する延滞税について適用する。

注 1 日本銀行の基準割引率が 0.3%の場合

- ◎さらに、大綱では、相続税の連帯納付義務について、共同相続人による納付義務の履行の実態や租税の徴収確保の観点等を踏まえ、そのあり方について幅広く検討を行うこととしている。

## 2. 贈与税に関する改正案

### (1) 税率構造

- ◎大綱では、高齢者から若年世代への生前贈与を促進し、財産の有効活用の観点から、子・孫などの直系卑属（20 歳以上）への贈与の場合に、子・孫などの直系卑属に対し課される贈与税の税率構造を特別に

緩和することとしている。具体的には、相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について、次のような見直しを行うこととしている。

算定式：受贈額（110万円控除後） × 税率 - 速算控除額

図表3 ①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた贈与財産の贈与税率新旧比較表（子・孫の場合）

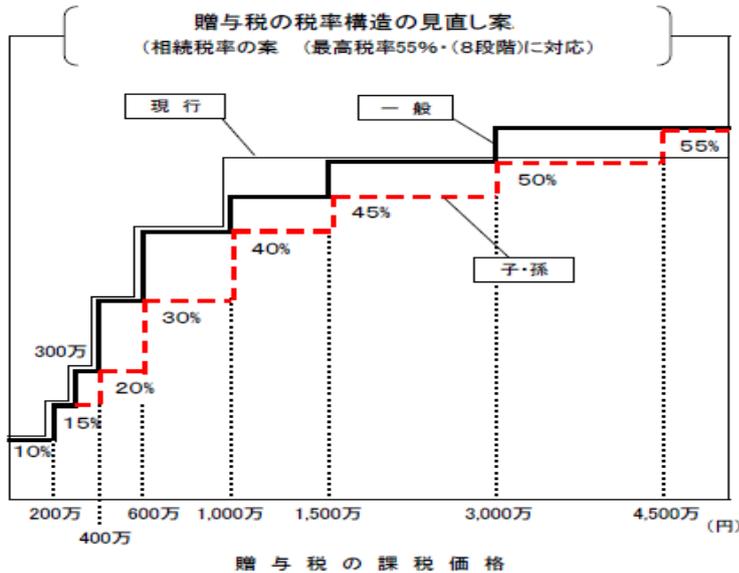
改正案			現行		
受贈額（110万円控除後）	税率	速算控除額	贈与額（110万円控除後）	税率	速算控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%	
200万円超 400万円以下	15%	10万円	200万円超 300万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円	1,000万円超	50%	225万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円			
4,500万円超	55%	640万円			

（出所）大和総研制度調査課作成

図表4 ②図表3（①）以外の贈与財産の贈与税率の新旧比較表（一般）

改正案			現行		
受贈額（110万円控除後）	税率	速算控除額	贈与額（110万円控除後）	税率	速算控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%	
200万円超 300万円以下	15%	10万円	200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	1,000万円超	50%	225万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円			
3,000万円超	55%	400万円			

（出所）大和総研制度調査課作成



（出所）政府税制調査会資料に基づき、大和総研制度調査課作成

◎改正後の税率は、原則として2011年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税に対して適用される（改正税法成立後、2011年1月1日に遡及して適用される）。

◎なお、非課税限度額は、年110万円変わらない。1年間に贈与を受けた財産の価額を合計し、合計額から110万円を控除した額に対して税率が適用される。

## (2) 相続時精算課税

◎相続時精算課税制度は、生前贈与促進のため2003年度税制改正で導入された制度である。2,500万円の特別控除額を超えない限り何回でも複数年にわたって非課税で贈与を行うことができ、特別控除額を超えた部分については一律20%で課税される。その後、相続時において贈与を受けた財産を贈与時の時価で相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に支払った贈与税額（一律20%を適用された税額）を相続税額から控除する。

◎現行制度では、相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は20歳以上の推定相続人（子）に限定されている。大綱では、対象となる受贈者に20歳以上である孫を加えることとしている。

◎一方、贈与者についても、現行制度では65歳以上という年齢要件があるが、大綱ではこれを60歳以上に引き下げることとしている。

◎これらの改正も、原則として2011年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税に対して適用される（改正税法成立後、2011年1月1日に遡及して適用される）。

## (3) 住宅取得資金の非課税措置等

◎2009年1月1日から2011年12月31日までに、直系尊属から直系卑属に住宅取得資金として金銭の贈与を行った場合、受贈者が贈与年の翌年の3月15日までに入居することを条件に、最大1,500万円（2009年は500万円、2010年は1,500万円、2011年は1,000万円）までが非課税となる。受贈者は、受贈年の1月1日において20歳以上で贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下でないと当該非課税措置の適用を受けられない（2010年12月31日までの贈与の場合は、合計所得金額が2,000万円超でも500万円の非課税枠の利用が可能）。

◎大綱では、適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等（住宅取得等資金の贈与を受けた翌年の3月15日までに行われるものに限る）に先行してその敷地用の土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加することとしている。

◎この改正は、2011年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に対して適用される（改正税法成立後、2011年1月1日に遡及して適用される）。この特例の適用期限は延長されていないので、改正後の内容は、2011年に限り適用され、非課税枠も1,000万円となる。

## 3. 事業承継関連

◎非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、今回の大綱では、抜本的な見直しは先送りされている。大綱では、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討することとしている。

◎大綱では、2011 年度税制改正では、次の改正を行うこととしている。

①対象となる会社（非上場の中小企業者）のみならず、その特別関係会社が風俗営業会社等に該当した場合は、納税猶予制度の適用を受けられない。大綱では、この風俗営業会社等に該当してはならないこととされる特別関係会社の範囲について、特別関係会社のうち下記の者により株式等を直接又は間接に保有される会社とすることとしている。

（イ） 認定会社

（ロ） （イ）の代表権を有する者

（ハ） （ロ）と生計を一にする親族

（ニ） （ロ）と特別の関係がある者

②対象となる会社（非上場の中小企業者）が資産保有型会社・資産運用型会社に該当する場合は、納税猶予制度の適用を受けられない。大綱では、資産保有型会社・資産運用型会社の判定の基礎となる特定資産の範囲に、一定の外国会社に対する貸付金等を追加することとしている。

③大綱では、その他所要の見直しを行うこととしている。

※ 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度に関しては下記を参照されたい。

Legal and Tax Report 「非上場株式等に係る相続税納税猶予制度の創設」（2009. 4. 8 鳥毛拓馬）

ダイワの税金読本シリーズ1 税金読本 2010 年度版 285～292 ページ